

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 健康福祉本部 医務課

法令名	佐賀県立総合看護学院条例	法令番号	昭和 42 年佐賀県条例第 35 号
手続名	授業料の減免（非常災害その他生活困窮の場合）	根拠条項	第 7 条第 4 項
審査基準	<p>佐賀県立総合看護学院条例 （授業料） 第 7 条 4 知事は、災害その他の特別の事由により授業料を負担することが困難であると認められた者については、授業料の全部を免除し、又はその一部を減額することができる。</p>		
	<p>佐賀県立総合看護学院の授業料減免に関する取扱要領</p> <p>授業料の全部の免除又は一部の減額をすることができるのは、学生が次の各号の一に該当するときとする。</p> <p>火災、風水害その他の非常災害を受け、家屋、家財、土地、商品等の資産について、流失、焼失、倒壊、埋没、利用価値の損失等により、3 / 10 以上の損失を受けたとき（入学前年度に非常災害を被った場合を含む）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 / 10 以上の損失を受けた場合：全額免除 ・ 3 / 10 以上 5 / 10 未満の損失を受けた場合：1 / 2 減額 <p>学生の保護者が、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項に定める扶助を受けているとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全額免除 <p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により措置されているとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全額免除 <p>市町村長の所得証明書に記載された、学生の属する世帯の構成員全員に係る市町村民税が非課税又は均等割額のみである場合（当該所得証明書の内容と現在の世帯の状況に就職、転職等の変化がないと認められる場合に限る。）であって、学生と同一生計に属する者が児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条第 1 項の規定により児童扶養手当の支給（一部支給停止となっている場合を除く。）を受けているとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全額免除 <p>学生の属する世帯の総所得金額が、当該世帯の最低生活費の額の 120 % 以下であるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総所得金額が最低生活費の額以下である場合：全額免除 ・ 総所得金額が最低生活費の額を超え 120 % 以下である場合：1 / 2 減額 		
受付機関	総合看護学院	処理機関	医務課
	交付機関	総合看護学院	標準処理期間 20 日 標準経由期間 14 日
			目次